

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約第一係・第二係
電 話 072-641-9824

令和３年度国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の事後点検の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

令和３年度国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会

開催日時 及び場所	令和３年２月２４日（木）１４：００～１７：００ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 大阪本所 （大阪府茨木市彩都あさぎ７丁目６番８号）
委員 （敬称略）	中村 洋 （慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授） 石崎 一 登 （公認会計士） 岩井 伸太郎 （国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所監事） 武見 ゆかり （国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所監事） 小西 雅 治 （国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所相談役）
審議対象	令和２年度１２月から令和３年度１２月までに契約を締結したもの

議事概要

令和２年度１２月から令和３年度１２月までに契約を締結したもの

点検結果

（総論）

○入札時の予定価格について

- ・当委員会の提出データの落札率等について、契約監視委員会への事前審査時には概算所要額を示しているが、その妥当性について確認を行っていない。開札までの時間も考慮して早い段階で委員会への審査に諮る必要があり、予定価格の算定資料の添付までは難しいことは理解するが、事後点検において予定価格の妥当性について確認することも必要。
- ・次年度以降の契約監視委員会の事後点検資料として、審査案件に係る予定価格の算定資料について適宜添付すること。

○ 随意契約全般について

- ・ 随意契約については、その契約価格の妥当性が問題となる。市場価格等も踏まえて積極的な価格交渉を行うこと。
- ・ 次年度以降の契約監視委員会の事後点資料として、価格交渉の有無及び状況についても提示すること。

○ その他

- ・ 入札案件について、契約監視委員会への諮問基準となる1,000万円を下回るように分割入札等を行っていないか、会計課では確認・点検を行っているかと理解しているが、今後とも引き続き留意して頂きたい。
- ・ 会計検査院から、ある独法において契約締結前に、落札業者が入札公告時に示した仕様書の内容を満たしていないことが判明した場合、当該独法の規定上、当該落札業者と契約締結を行わず、仕様書の内容を変更するなどした上で改めて公告した事例が不当事項として挙げられている。本所においてはそのような契約締結はなすべきを行うよう留意して頂きたい。

(各論)

○ 損害保険(火災保険)付保業務に係る入札について

- ・ 保険入札については、ここ最近では1者応募札が続いているが、付保可能と思われる保険会社の数からして違和感を覚える。入札仕様書記載の直近の保険事故の推移を見ると、件数的に見ても多いように思われ、このことが入札参加を躊躇させている要因となっていないか、保険仲立人に確認すること。

○ 電力供給に係る入札について

- ・ 電力供給については、全般的に複数者が入札参加しているが、霊長類センター分の入札だけは1者しか参加していなかった理由を確認すること。

○ 随意契約について

- ・ 随意契約案件の一部について、調達の実効性あるいは緊急性、諸般の事情について理解するものの十分に納得のいく理由でない、また契約金額の妥当性を確認できない事案があった。随意契約を行うに当たっては複数者からの見積書を徴収する等、その契約金額の妥当性について、十分な検討を行う必要がある。
- ・ 今後は、契約監視委員会への諮問基準額(随意契約500万円以上)に関わらず、調達部署においても随意契約理由が第三者からみても納得がいくように書くこと、会計課においても十分に確認すること。
- ・ また、見積書を複数業者から取得できない随意契約について、契約締結起案において見積書の複数業者から取得できない理由書を作成・追加し、理事長の承認を得るようにすること。

以上